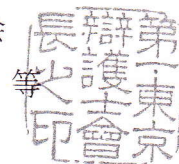


平成 22 年 2 月 4 日

第一東京弁護士会
会長 田中



決 定 書

第一東京弁護士会 平成 21 年第 19 号綱紀事件

懲戒の請求をした者

東京都千代田区三崎町 2-17-8

皆川ビル 301 朔気付

ユニオン東京合同執行委員長 佐藤 陽 治

第一東京弁護士会は、掲記の懲戒請求について次の通り決定する。

(主 文)

対象弁護士(会員 伊藤 昌毅 弁護士)につき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

(理 由)

本件懲戒請求について、綱紀委員会の調査を求めたところ、同委員会が別紙の通り議決したので、主文の通り決定する。